

持続的な森林経営の確立に向けた総合対策（新規）

【平成25年度概算決定額 1, 257, 070（0）千円】

対策のポイント

森林経営計画の作成や施業の集約化促進のため、市町村等が中心となった協議会が実施する所在不明・不在村者への働きかけ等の取組や、集約化等を進める上で不可欠な既存路網の改良を支援します。

（背景）

- ・ 1つの林班又は複数林班を面的にまとめて計画を作成することにより、将来の施業も見通した効率的な路網の配置や、搬出間伐等の施業の集約化など効率的・合理的な森林施業を可能とする森林経営計画は、持続的な森林経営にとって不可欠のものです。
- ・ 林業経営に意欲的な地域では集約化の取組が定着しつつありますが、森林所有者の所在が不明な場合や不在村である場合などにおいては、同意取り付けに多大な手間と時間を要するため、森林経営計画の策定が進んでいない地域も見られるところです。
- ・ このため、市町村や関係団体が中心となって、集約化に向けた取組を進めていく必要があります。

政策目標

民有林における森林経営計画の作成率向上

（25%（24年度）→ 39%（26年度）→ 80%（32年度））

<内容>

1. 持続的森林経営確立総合対策実践事業

（1）森林所有者等の基礎的な情報整備・普及啓発活動

登記簿等から現在の森林所有者の探索、国土交通省の実施する山村境界基本調査等との連携による境界明確化などを通じた森林所有者情報の整備、不在村の森林所有者等に対する集約化説明会の実施等の取組を行う協議会に対して支援します。

（2）森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備

施業集約化や不在村者対策を進める上で不可欠な路網を確保するため、既存路網の簡易な改良等条件整備について支援します。

2. 持続的森林経営確立総合対策検証事業

実践事業の取組によって明らかになった課題とこれに対する解決策を整理・分析し、次年度の取組や全国的な取組へ反映します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

1. (1) 市町村等協議会
1. (2) 民間団体
2. 民間団体

<事業実施期間>

1. 平成25年度～26年度(2年間)
2. 平成25年度～27年度(3年間)

担当課

1. (1)、2. の事業 林野庁計画課
1. (2) の事業 林野庁経営課